

いじめ防止基本方針

① いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりえるという意識をもち、全ての生徒を対象にいじめに向かわせないための取組を行う。

生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、生徒一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てる。

ア 生徒理解と環境づくり

- ・学期ごとに面接週間を設け、生徒全員と面談を行う。
- ・Q-U調査（学級診断尺度調査）を行い、望ましい学級集団をつくる。
- ・一人一人の生徒のよさや得意なことを生かした学級活動をすることで、自己存在感や充実感が感じられる集団づくりを行う。
- ・不正や反社会的な行動は許さないという姿勢を明確にし、逸脱した言動には毅然とした指導を行うことで、いじめを生まない雰囲気をつくる。
- ・「友達の発表は静かに聞く」、「私語をしない」、「授業中は姿勢を正す」等、基本的な学習態度の在り方を指導する中で、規範意識の醸成を図る。

イ 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・道徳の授業で、いじめに関する資料を取り扱う。
- ・授業や学校教育の中で、どの生徒も活躍できる場面をつくり、互いに認め合う人間関係を育てる。
- ・学級や学年での活動の中で、生徒が他者と協力して活動する楽しさや成就感を味わうことができるような場や機会を充実させる。

○ 生徒が主体となる取組の充実

- ・生徒が主体的に取り組む協同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取ることができる「絆づくり」を進める。
- ・部活動や生徒会活動を通して、互いのよさを認め合い、支え合う場を大切にし、共感的な人間関係の育成を図る。
- ・地下道清掃や福祉施設への訪問等のボランティア活動を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。

ウ 家庭や地域との連携

- ・学校いじめ基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るように努める。
- ・PTAや学校評議委員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進める。
- ・校区青少年健全育成協議会をはじめ、保護司会及び、小学校校区の青少年補導委員会や民生児童委員会と連携して情報収集や対策協議を実施する。
- ・通信機能機器によるいじめを防止するため、生徒への講演会を年1回以上行くとともに、生徒指導たより等を通して保護者の注意喚起を促し、通信機能機器の危険性について理解を深める啓発活動を行う。

② いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかと危機意識をもち、見過ごすことなく積極的に関わるとともに早い段階からチームを組んで的確に対応する。

ア 日常的な観察

- ・登校時に毎朝玄関で挨拶を交わしたり、昼休みには体育館や図書室、各学年の廊下・教室を巡回したりすることで、生徒の小さな変化を見逃さないようにする。
- ・毎日の生活ノートや学級日誌をはじめ、生徒との日頃の会話や、生徒同士の会話、授業や

学級での様子や雰囲気等から、気になることを話題にするとともに、アンテナを高く敏感にして情報を集め、教職員間で共有を図る。

- ・週1回の生徒指導委員会・いじめ対策委員会において、各学年の情報交換を行う中で、生徒の小さな変化を見逃さないよう、互いにチェックし合うことで早期発見につなげる。

イ アンケート調査

- ・「不安・悩みアンケート」を学期ごとに実施する。(必要な時はその都度実施)

ウ 教育相談

- ・学期ごとに面接週間を設け、クラス生徒全員と担任が個人面談を行う。

③ いじめへの対処

いじめを発見した場合や、通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた生徒の安全を確保し、いじめ対策委員会委員会において組織的な対応を行う。また、必要に応じて教育委員会や関係機関と連携をして対応する。

ア いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ・生徒や、保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴する。
- ・いじめられた生徒や、いじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会で情報を共有する。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担をして速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。
- ・事実確認の結果を、関係生徒の保護者に連絡するとともに、重篤な事案については、教育委員会へ報告する。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性がある事案については、警察に相談または通報し、連携して対応する。

イ いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた生徒の心のケアや保護者への支援を行う。
- ・いじめられた生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、該当生徒の見守りを行うなど、環境を整える。

ウ いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた生徒やその保護者への謝罪、いじめた生徒への指導等について、保護者と連携して適切に対応する。
- ・いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該生徒の健全な人格の発達に配慮した対応を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

オ SNS等、ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該生徒に指導するとともにその保護者へも連絡し、直ちに削除させる。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとる。

- ・SNS等のネット利用のモラルとマナーについて生徒が主体となって話し合う機会をもち、ネットルールの自主的な策定を全校で計画的に行う。

④ いじめの再発防止

同じ生徒が被害者となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぐために、経過を注意深く見守り、被害生徒と定期的に面談をもつようにする。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じる。

ア 生徒の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
- ・生徒の変化を定期的に確認・検証するとともに、必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行う。

イ 再発防止の取組

- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導の充実に努める。
- ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。

⑤ いじめ対策委員会

ア 構成員

- ・校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- ※ 必要に応じて、その他関係する教職員やスクールソーシャルワーカー、関係機関の代表者等を追加する。

イ 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為が発生した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

⑥ 年間計画

月	取	組	月	取	組
4	・校内研修（生徒指導についての共通理解） ・温かいホームページの運用（年間通して）		10	・挨拶運動 ・合唱コンクール（小学生と交流） ・学校祭（地域との交流） ・いのちの授業	
5	・Q-U調査 ・校区生徒指導協議会		11	・不安・悩みアンケート ・面接週間（全員面接） ・授業参観 ・地下道清掃 落ち葉掃きボランティア	
6	・不安・悩みアンケート ・面接週間（全員面接） ・挨拶運動 ・校区青少年健全育成協議会 ・地下道清掃		12	・保護司との懇談会 ・挨拶運動	
7	・ふるさとクリーン作戦		1	・校内研修 （学期始めにあたっての生徒指導の推進）	
8	・特別支援教育研修会 ・問題行動等調査の分析 ・PTA合同街頭補導		2	・新入生説明会 ・挨拶運動	
9	・校内研修 （学期始めにあたっての生徒指導の推進）		3	・感謝の集い ・卒業掲示	